

○ 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成二十二年厚生労働省令第三十八号）（抄）  
 （第三十五条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（他の法令の準用）                  第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを                  国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                  一〇八 （略）                  九 削除                  十〇十三 （略）                  二 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）                  第十八条 次の省令の規定については、国立高度専門医療研究センターを                  国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。                  一〇八 （略）                  九 母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）第十二条及                  び第十三条                  十〇十三 （略）                  二 （略）</p>